

学位論文審査要旨

朱 曄

中国相続法の現代的課題

日本相続法との比較法的検討を通じて

審査委員 主査 二 宮 周 平
副査 三 木 義 一
本 山 敦

〔論文内容の要旨〕

本論文の構成

本論文は、次の3部で構成されている。第1部は、現行中国相続法の原理と現在生じている問題点の分析（第2章から第5章）、第2部は、中国民法典相続編建議稿の内容紹介とその分析（第6章）、第3部は、日本相続法との比較法的検討を通じての、中国相続法の立法的、解釈学的課題の検討である。

第1部は、「中国相続法の現代的課題（1）」立命館法学283号170～231頁（2002年）、第2部は、「中国相続法の現代的課題（2）」立命館法学285号309～354頁（2003年）、第3部は、「中国相続法の現代的課題（3・完）」立命館法学287号289～373頁（2003年）（以上合計211頁）に所収されている。

本論文の概要

1 本論文のねらい

現行中国相続法は、1985年に制定されたもので、改革開放政策が決定されてから約5年しか経過しておらず、個人には生産資料など遺産らしき遺産がなく、住宅も職場から分配されており、相続的な支配権は発生しえなかったが、その後の市場経済の進展によって個人の資産が増大し、債務も含めた財産権の保障として近代的な相続法が必要とされるようになった。おりしも2002年、相続法改正の端緒として、中国民法典建議稿が公表された。本論文は、以上の経緯から、現行中国相続法の原理、その後の社会の変動を踏まえた中国相続法学説の論点、現行制度の欠陥を明らかにし、現行制度の特徴的な問題点として相続人間の平等の確保と相続債権者の保

護が不十分であることを指摘し、この2つの視点から、建議稿を分析・検討して、建議稿でなお解決できない問題点を抽出し、これに対して、日本相続法の判例・学説の経験を通じて、応用可能な解釈、同じ轍を踏まないための解釈などを追求して、中国相続法の立法論的および解釈論的課題を明らかにしようとしたものである。

2 各章の要旨

第2章 中国相続法の原理と問題点（4～11頁）

本章では、中国相続法の原則として、中国の学者が一般的にあげているものを紹介し、原則の意義と、市場経済の発展により、個人資産が増加している現状の下で、なお妥当する原則がどうかを検討する。

具体的には5つの原則がある。公民が死亡時に残した合法財産は遺産として、相続人が法に基づいて承継し、相続人の相続権、受遺者の遺贈を受ける権利の行使が保障されるという、合法的財産相続権保護の原則、封建時代において女性の相続権が否定されていたことを改めた、相続権の男女平等の原則、配偶者をなくした嫁が舅姑に対し、配偶者を亡くした婿が岳父岳母に対し、主要な扶養義務を尽くしたときには、第一順位の相続人となり、被相続人に対し主要な扶養義務を尽くしたり、被相続人と共同生活をしてきた相続人には、遺産をより多く分配し、逆に扶養能力を持ち、または扶養条件を有する相続人が、扶養義務を尽くさないときには、遺産を分配しないか、より少なく分けるといふ、権利義務一致の原則、生活困難であったり、労働能力に欠ける相続人に対して、遺産分配の際に配慮すべきとし、相続人以外の者でも、被相続人の扶養に頼っていた者に、遺産を分配することができ、遺言があっても、労働能力に欠けるか生活基盤のない相続人には、必要な遺産分を留保すべきとする、養老育幼の原則（なおこの原則は の原則と重なる部分もある）、被相続人の死亡によって遺産は相続人が直接承継するが、相続人は遺産を限度に相続債務を弁済し、残額がある場合に初めて遺産を分配することができるという、当然限定相続の原則である。

学位請求者は、これらの原則の内、 は、当然、維持されるべきであるが、には分配の基準・割合が明示されておらず、法的安定に欠けること、には遺産分配前の、凍結期間、公示方法など手続規定がないために、相続人の恣意的な債務の弁済が行われるなど、相続債権者の利益を守ることが困難であるなどの問題点があり、原則は維持しつつも、欠点を改める必要があると論じる。

第3章 中国相続法に関連する最新の動向（11～23頁）

本章では、現在、中国の学者が相続法上の問題について、どのような状況の下で何を論じているか紹介し、改革の課題を分析する。

まず遺産の範囲について、有価証券、契約・不当利得・事務管理による債権・債務、不法行為の損害賠償請求権、土地の使用権、住居が問題になっている。この中で、学位請求者は、不法行為の損害賠償請求権の相続性について、何ら理論的な検討をしていない中国学説を批判し、日本法の判例・学説との比較から、相続性を否定し、遺族固有の損害として構成すべきだとする。債務の承継について、限定相続の例外として、相続人が金銭的な余裕があったにもかかわらず、被相続人に対する扶養義務を尽くさなかったために、被相続人が自己の生活または医療のために残した債務は、遺産の範囲を超えていても、相続人固有の財産をもって弁済しなければならないこと、被相続人が相続人の勉強、結婚、経営などの需要のために残した債務も相続人自身が返済することなどの、特殊な法的処理を紹介する。さらに住居の所有権は、土地の使用権の期限切れという原因では消滅せず、公民は、その土地の使用権を有することを推定するという「物権法草案建議稿」との関連から、住居の所有権の相続による承継が肯定されるとし、土地使用権、農村土地請負経営権、宅基地使用権（居住するための住宅を建築する権利）についてもその可能性を指摘する。

次に2001年4月に成立した婚姻法改正、特に夫婦財産制の改正が相続法に及ぼす影響を検討する。今次改正では、夫婦の共同財産制の原則を維持しながら、具体的な約定財産制に関わる規定を新設し、また法定財産制における財産を細分化して示すことによって、夫婦の共同財産の範囲を縮小し、夫・妻分別財産制（夫婦別産制）の要素を重視したといえることから、個人の意思と権利を尊重する価値観・生活様式に応えたものとして、評価する。また夫妻各自の財産の確定が容易になったため、一方が死亡した場合において、第三者との関係を明確にすることができるとする。

第3に、相続に関わる債権者の保護について、被相続人が生存中に発生する債権者の権利の侵害（他人に財産を贈与する、不当に安い価格で売却する、債権を放棄する、履行期前に特定の債務を弁済する、自己の財産を担保に提供するなど）、相続開始後、相続債権者の利益が相続人によって侵害される場合（限定相続の手続が不十分、遺産隠匿の可能性、相続開始から遺産分割までの間、相続人の相続分が不明確など）、相続人の債権者の侵害（相続または遺贈の放棄による）について、中国法の現状を分析し、その問題点を明らかにする。

第4章 債務の承継をめぐる事例の検討（23～34頁）

本章では、相続債務の弁済に関する4つの判例を紹介し、その法的処理の妥当性を検討した上で、問題解決の方向性を探る。なお中国法では判例は全文紹介されず、重要部分の抜粋あるいは要約にとどまるので、固有の判例研究は難しい。その代わりに、国家が何を重要と捉え、どのような法的解決を志向しているかの分析をすることが可能になる。学位請求者の研究もこうした視点からのものである。

遺言相続人と受遺者に関する事案。被相続人が遺言で、相続人に現金を、自分の老後の世話をしてくれた第三者に居室・家財道具を遺贈した（中国法では相続人への遺贈は遺言相続という）。居室の修繕をした相続債権者からの返済請求に対して、人民法院は、遺言相続人と受遺者が受領した財産の割合で負担しなければならないと判示した。学位請求者は、債務が弁済される前に遺産分割が行われていた事案であるが、特定遺贈の受遺者が相続債務を承継しないこととの整合性、遺言者の第三者に対する感謝の意思の尊重などから、遺言相続人が債務を弁済すべきとする。

債務の弁済と相続法原則との関連が問題となった事案。相続人は被相続人の父、妻と子、相続債権者として農業銀行と第三者丁がいる。相続人は農業銀行の債務を弁済した後、3人で遺産を分割したため、丁からの返済請求に対し、人民法院は、労働能力に欠け、生活基盤のない子には一定の遺産を留保すべきであるとして、丁の負担部分を除いた額につき、父と妻が連帯して丁に返済すべきとした。学位請求者は、中国法が債務の承継につき共同責任主義をとった理由を説明し、他方で労働能力に欠け、生活基盤のない相続人に対する遺産の留保を、社会保障制度の不十分な現状を考慮して肯定し、その法的性質につき、責任の免除とすべきだとする。

債務返済の順位に関する事案。相続債務として、税金、友人からの融資、従業員の賃金、医療費があった事案で、相続人が未納の税金を支払わなかったため、税務機関が催促したところ、相続人がこうした行為は嫌がらせであり、違法行為だとして争った。人民法院は、返済の順位として、1. 賃金・保険費用、2. 未納の税金、3. その他の債権とし、相続人に税金全額の支払いを命じ、滞滞金については、相続人固有の財産で支払うべきとした。この事案では、相続人は取得した遺産額を超えて支払うこととなった。学位請求者は、その根拠を検討し、限定相続に関する手続規定の不在から、弁済の順序を無視した事態が多発しており、これを防ぐためにペナルティを課すことはやむをえないが、法院のような限定相続原則を超える方法は問題だとして、日本法のような利益を害された債権者に対する損害賠償制度で対応すべきだとする。

夫婦の共同債務に関する事案。夫・妻共同経営のレストランが経営不振で倒産し、資金を集めるために友人戊から6万円の融資を受けたが、夫が死亡し、積極財産は8万2千元、前妻乙への遺贈3千元、未納の税金6千元、夫の父丁は病気で身体障害があるという事案で、相続人である妻と子だけで遺産分割を終了した後、戊が妻と子に対して返済請求した。人民法院は、夫婦財産共同制の適用により、財産も債務も二分し、丁への必留分を6千元と認定し、妻と子がそれぞれ取得した遺産から丁に3千元ずつ与え、遺産の範囲で戊への債務を弁済し、さらに妻は二分した3万円の債務については、固有の財産をもって弁済すべきとした。学位請求者は、夫婦財産共同制の下では、当然の処理であり、労働能力に欠け、生活基盤のない相続人への遺産の留保も必要であり、また本事案では、法定相続人が債務を弁済し、遺産の範囲を超えた部分1千元について、乙への遺贈額から控除した点についても、と異なり、遺言者の意思を尊重したものとして評価する。

以上の紹介、検討から、限定相続原則の手続規定を具体的に設け、相続債権者の利益を安定的に確保する必要性を説く。

第5章 遺言相続に関わる事例(34~38頁)

本章では、遺言相続に関する判例を取り上げ、現行制度の必留分(日本法の遺留分に類似するが、権利者・基礎財産・割合など規定なし、裁判官の裁量で認定)の意義と限界を検討する。

遺言の効力に関する事案。被相続人乙死亡後、3人の子が相続したが、乙は遺言で居室の権利を丙2に遺贈したが、丙1は自己が相続すべき分を主張して提訴した。人民法院は、乙の居室が亡夫甲と共同購入したものであることを認定し、甲の遺産分割がなされていないこと考慮して、丙2が丙1に居室の価額の8分の1の金額を支払うよう命じた。学位請求者は、甲の相続に関しては、権利主張の時効期間(中国法では権利侵害を知ってから2年、相続開始から20年経過すると訴えを提起できない)を経過していること、丙1が権利主張できる法的根拠が不明確であることを指摘する(必留分は、労働能力に欠けるか生活基盤のない相続人へのみ認められる)。

遺贈扶養取り決めに関する事案。被相続人甲には4人の子がいたが、子は独立し、甲は家政婦丙1の世話になり、甲は丙1を「継子」(原文のまま、おそらく養子の間違い)にし、丙1の夫丙2と共に、全遺産を丙1丙2に遺贈し、丙1丙2は甲の生活、医療、葬式上などの負担を負う遺贈扶養取り決めを締結した。しかし、甲と丙1丙2の関係は悪化し、別居した。甲の事故死に際して4万円の慰謝料が認

められ、甲の子が相続したところ、丙1らが遺贈扶養取り決めがあることを理由に遺産及び慰謝料の引渡しを求めた。人民法院は、遺贈扶養取り決めが有効であること、不完全ながら履行された義務の対価として、遺産に対し一部の権利を有することを認めた。学位請求者は、不完全とはいえ扶養した事実を理由に、被相続人の遺産に対する権利を認め、権利義務一致の原則を貫徹したことを評価する。

以上の分析から、中国法の必留分は要扶養相続人への配慮にとどまり、相続人間の平等を図るものではなく、遺言相続制度における相続人間の公平を図る規定の必要性を説く。

第6章 中国民法典相続編建議稿の検討(38~54頁)(資料・全文翻訳131~146頁)

本章では、2002年、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会の要請により、中国社会科学院の梁慧星教授を責任者として結成された「中国民法典立法研究課題組」が公表した「中国民法典相続編建議稿」の基本原則と特徴を紹介し、相続債権者の保護、相続人間の平等、その他の改正点に分けて、内容を分析し、第5章までで指摘した現行法の問題点を解決できるかどうかを検証する。

建議稿は第2章で紹介した現行制度の基本原則を維持しながら、相続債権者保護のために、遺産処理については遺産管理人、遺言執行については遺言執行者の権利義務を明確にし、相続人間の平等を図るために、生前贈与の持戻し、特留分制度(現行の必留分制度を明確化した)および共同相続人の担保責任の制度を設けた。

まず相続債権者の保護規定について。遺産管理人は、遺産の保管、財産目録の作成、公示催告、相続債務の弁済、法定の順序に従った遺産の処理などの職務を行い、この義務に違反した場合には、損害賠償責任を負う。また遺言処分に関しては、遺言執行者に遺言の合法性、真实性の確認、遺産の管理、遺言相続人・受遺者を召集して遺言内容を公開すること、訴訟の代理、目的財産の引渡し、執行妨害の排除などの権利と義務を負わせ、執行義務違反について損害賠償責任(有償・無償の場合で責任範囲に違いがある)を課す。学位請求者は、これによって第4章で検討したような不当な弁済は防止できるとする一方、公示催告手続の具体化、遺産管理人の確保、遺言公開に当たっては法定相続人も召集すべきこと、遺言執行は原則有償とすべきことなどの課題を提起する。

次に相続人間の平等を図る規定について。建議稿では、被相続人が生前に推定相続人に贈与した場合には、相続開始時にその財産の価額を遺産に算入することによって、共同相続人間の平等を図っているが、遺言相続(法定相続人への遺贈)については、相続分からの控除の規定を設けなかった。この点につき、学位請求者は、

日本法との比較において、公平性を貫徹できないと批判する。特留分制度は、現行制度の必留分とは異なり、特留分権利者及び権利割合を法定し(第1順位の配偶者・子・父母は法定相続分の2分の1, 第2順位の兄弟姉妹・祖父母は3分の1), 特留分に違反する遺言処分は当然に無効としている。学位請求者は、この改正を評価する一方、生活に特に困難があり、かつ労働能力を欠く相続人、主な扶養義務を果たした相続人により多くの遺産を分配し、被相続人の扶養をしたり、扶養されていた非相続人に遺産を分配することができるとする調整規定との関係、整合性を保つ必要性を指摘する。共同相続人の担保責任については、ほぼ日本法と同じであることを指摘する。

最後にその他の改正点として、重要と思われるものについて検討する。法定相続人の順位につき、現行法の、配偶者を失った嫁・婿が舅姑、岳父岳母を扶養した場合に第2順位とする規定を削除し、4親等内の親族として第3順位にしたことを、予見性を増した点から評価する。遺言の方式を個別に細かく規定し、特に公証遺言では公証人に遺言者の遺言能力、意思表示の真实性などの確認を義務づけたことを、遺言者の意思の尊重と不正の防止による相続人間の公平という視点から評価し、遺贈扶養協議制度を明文で規定し、相続法で規定していないことについては、契約法の関連規定を適用するとしたことを、明瞭な問題解決につながると評価する。遺産分割までの法律関係について、建議稿は、「共同共有」となり、各相続人は自己の相続分に基づき、被相続人の権利義務を相続するとし、分割前の相続分の譲渡を禁止し、違反した場合には無効とすることから、学位請求者は、「共同共有」を日本法でいう合有的共有を意味すると理解し、遺産分割が完了するまでは、具体的な相続分は確定的ではないこと、第三者が相続分を買い集めて相続財産を事実上支配するような事態を防ぐことができることなどから、こうした規定を支持する。建議稿が、相続人固有の債権者の利益を侵害した相続放棄を無効としたことについて、学位請求者は、中国相続法が限定相続を原則とすることから、相続放棄を無効としても当該相続人が不利益を被ることはなく、債権者保護を優先してよいとする。建議稿は、相続債務の弁済に対して共同相続人は連帯責任を負うとしたことについて、学位請求者は、限定相続の下では連帯責任の必要はなく、分割前に弁済するなど不当な遺産処理については、遺産管理人などが損害賠償責任を負うのだから、やはり連帯責任の必要はなく、単に威嚇的な意味しかないのではないかと批判する。遺産分割の遡及効を認めた規定について、学位請求者は、日本法を参照したとするのみで、その理由づけが明確ではなく、日本法でも遡及効に関する宣言主義が修正されている経緯から見て、移転主義的な解決なども検討すべき

だとする。

第7章 日本相続法との比較法的検討（54～113頁）

本章は本論文の中心であり、建議稿の問題点を、上述の問題意識から、共同相続人間の平等、相続債権者の保護および相続人の債権者との調整にしばり、日本法との比較検討によって明らかにし、解釈の可能性を追求する一方、日本法の問題点から、中国でこうした問題を未然に防止するための制度や解釈を検討している。

1 共同相続人間の平等 まず遺言相続の特別受益性について。中国法は、遺贈は第三者への遺言による贈与であり、法定相続人への遺贈は遺言相続とし、建議稿においても、この区分は変わらず、法定相続人への生前贈与のみを持戻の対象とする。学位請求者は、この問題点を第6章でも述べているが、本章では、この区別の実益を、日本における「相続させる」旨の遺言との対比で検討する。「相続させる」旨の遺言は、最高裁判例により、相続分の指定を伴う遺産分割方法の指定と理解され、遺産分割手続を経ることなく、特定の相続人に特定の遺産を直接相続によって承継させるものであり、登記なくして第三者に権利を対抗できるとされ、それ以外の面では、特別受益として扱うこと、遺留分減殺の対象とすることなど遺贈と同様に扱われている。学位請求者は、判例・学説を詳細に検討した上で、遺言作成の実情も考慮し、受益相続人だけで相続登記ができ、いち早く権利を確保できることについて、他の相続人の権利を侵害するおそれが高く、紛争の防止の趣旨からも、遺産分割協議を経るべきだと主張する。その上で、中国法では、限定相続が原則であり、債務を弁済した後に遺贈が履行されるのだから、遺言相続人や受遺者が債務を承継する必要はないが、弁済前に履行された場合には、遺言相続人と受遺者がその受益額の割合で債務を負担する扱いをしており、いずれの場合も、遺言相続人と受遺者を区別する実益はないとし、遺言相続を遺贈と捉える方が明確であり、日本法のような「相続させる旨」の遺言と遺贈という2本立ての解釈をして混乱を招くおそれがないとする。

次に建議稿では、被相続人に対する扶養義務を尽くした相続人により多くの遺産を分配することができるが、相続人が家族経営の事業体に労務や資金を提供して、財産的な貢献をした場合について、この貢献を評価して遺産を分配する制度は規定されなかった。しかし、こうした財産的貢献が今後増加することが予想されるとして、日本法の寄与分制度との比較検討を行う。学位請求者は、寄与分制度の立法経過、法的論点（寄与分の法的性質、遺贈や遺留分との調整）、制度運用の実態を分析した上で、寄与分の中には、相続人間の公平を図るための調整的な要素と、共同

して財産を形成した場合の清算的な要素が混在し、解決を困難にしていること、非相続人の寄与を評価しえないこと、被相続人が生前に財産を処分した場合に、寄与相続人の権利を確保できないことなどの問題点を指摘し、寄与分制度の導入の必要はないとする。そして中国法では、夫婦間の財産給付型の寄与については、夫婦共同財産制で解決できるが、寄与相続人が配偶者でない場合については、日本法の学説の解釈、すなわち不当利得などに基づく債権、または共同所有による物権として、財産権的構成をとるべきだとする。

以上のことを踏まえて、具体的な相続分の算定方法を検討する。中国現行法及び建議稿でも、具体的な相続分の算定方法は示されておらず、今後遺産の増加に伴い、法的予見性を確保するために、算定方法の確定は重要な意味を持つからである。その作業として、日本法の検討から始め、具体的な相続分の算定と遺留分の算定について別の計算方法を用いる通説・判例と、両者を一元的に算定する伊藤説を比較した上で、建議稿が、限定相続を原則とすること（まず遺産の範囲で債務を弁済すること）、特留分に違反する遺言を当然、無効とすること、生活に特に困難があり、かつ労働能力を欠く相続人、主な扶養義務を果たした相続人により多くの遺産を分配し、被相続人の扶養をしたり、扶養されていた非相続人に遺産を分配することができる調整規定が存在することから、債務も相続財産の中に算入した上で、被相続人の遺産につき、自由分（被相続人が自由に処分できる範囲）と遺留分（相続人に確保すべき遺産割合）に分け、生前贈与や遺贈を、持戻し免除の意思表示がなければ、まずその受益相続人の遺留分に充当し、次に遺留分を超えた部分があれば、それを自由分に充当し、自由分になお残りがあれば、法定相続分の割合で分配するという伊藤説に準じた計算式を導入することを主張する。なお第6、7章で見たように、学位請求者は、遺言相続を法定相続人への遺贈と解釈し、特別受益性を認める。

最後に共同相続人の利益を害する遺言の防止として、遺言能力をめぐる問題を取り上げ、日本の実務・判例を批判的に分析し、遺言者の意思や遺言能力を公証人が確認する役割を果たしていないことを指摘する。その要因が、遺言能力を日本法が15歳以上と低く規定したことから、遺言能力は行為能力と異なり、通常の法律行為をなす程度より低くてよいと理解されがちであることにもあるとし、中国現行法では、行為能力の制限されている者の遺言を無効としていること、建議稿では、第6章で紹介したように、公証人の義務を明確にしていることから、防止の可能性はあるが、公証機関の資質向上などの課題は残るとする。

2 相続債権者の保護 第6章で検討したように、相続債権者の保護は、遺産

管理人や遺言執行者が適正に職務を遂行することにかかっていることから、それらの選任及び権限の内容、相続人が行った恣意的な処分 효力などを、日本法の実情を参考にしながら検討する。学位請求者は、日本では遺言執行者に受益相続人や受遺者となるケースがかなりあること、単純承認の場合には、共同相続人が相続財産管理人になるため、遺産占有、果実の収取・利用をめぐる紛争が発生していることを指摘し、遺言執行者の法的地位に関する学説の争い、遺言執行者の具体的な職務権限（不動産の登記手続、預貯金の払い戻し、貸金庫の開扉など）、遺言執行者が存在する場合に、相続人の処分行為を無効とする判例などを分析した上で、建議稿において、遺言執行者が遺言で指定されていない場合にも、遺産管理人同様、利害関係人の請求により遺言執行者を選任できるようにすること、遺産管理人・遺言執行者に日本法で問題になったような具体的な権限を付与すること、相続人の恣意的な処分行為を無効とする権限も与えるべきこと、その前提として、相続証書制度および遺言登録制度を導入すべきことを主張する。さらに公示制度について日本の実情と限定承認において債権者に通知しなかったため、債権者から損害賠償を請求された判例を検討し、インターネットを含めて、利用しやすい公示催告手続・制度を構築すべきこと、それまでは、相続人に相続開始後の通知義務を課している、建議稿の規定を活用し、債権者または受遺者を知りながら、相続開始を通知しなかった相続人に日本法の判例のような基準で、損害賠償責任を負担させることで対応すべきだとする。

3 相続人の債権者との調整 相続が財産取得の原因である以上、相続人の債権者は相続人が債務を弁済するために、相続財産を利用することを期待する。取引の安全を図るために、中国現行法は、債権者に相続人の相続放棄の取消権を認め、建議稿は、相続放棄の無効の主張を認める（ただし、その法的意味は取消であり、建議稿策定者も取消権という表現を用いている）。しかし、相続人の債務弁済逸脱行為は、相続放棄以外の形でも行われうることから、学位請求者は、日本法との比較において、こうした逸脱行為を防ぐ解釈を検討する。そこで遺産分割協議で、取得分をゼロとするような事実上の相続放棄を相続人の債権者が詐害行為として取り消すことができるかどうか、相続人が遺産分割手続を開始しない場合や相続人が遺留分減殺請求権を行使しない場合に、相続人の債権者が責任財産を確保するために、当該相続人に代位して遺産分割請求などを行うことができるかについて日本法の判例・学説を詳細に分析した上で、これらを認めるかどうかは、債務者が相続により取得しうる財産が債権者の合理的な期待に該当するか否かという価値判断の問題に帰すると指摘し、中国法では限定相続を原則とすることから、相続債権者はこの原

則によって保護されるので、相続人の債権者の期待との調整だけですみ、相続人債権者による相続放棄の取消あるいは無効主張を認めていることの根拠を徹底すれば、これらの権利行使を認めるべきであり、さらに特留分の放棄も、詐害行為として取消の対象とすべきだとする。

第8章 今後の課題～解釈論と立法論(113～116頁)

本章で、学位請求者は、相続法は財産取得の要因として財産法の側に大きく傾いているが、親族が相続人になること、さらには生活が困難で労働能力を欠く相続人への配慮など親族法としての性格および社会保障的な要素もあり、この両者の交錯する領域にあるといえるとした上で、財産の帰属を規定するレベルの問題として、相続人間の公平を図ることと、相続債権者・相続人の債権者の保護を図ることが課題となっていると指摘して、第2章から第7章までで検討したことを総括する。最後に、相続人が自己の相続分を超えた財産につき、善意の第三者と取引を行ったときの第三者の保護、これに関する制度として、遺産管理人・遺言執行者の登録制度、相続証書の発行制度など、無権利の相続人と取引をする第三者を生み出さないような制度の構築、物権法の制定に伴い、不動産の権利移転に関する相続法上の対応など、本論文で詳しくふれていない課題を列挙し、今後の検討に待ちたいとして、叙述を終えている。

〔論文審査結果の要旨〕

本論文において学位請求者は、中国相続法が市場経済の原理に対応するために必要なこととして、共同相続人間の公平の確保と債権者の保護(相続債権者ならびに相続人の債権者)を取り上げ、現行相続法上の問題点と、建議稿の意義と問題点を分析し、具体的な課題として、生前贈与と並んで法定相続人に対する遺贈も特別受益として考慮すべきこと、被相続人の財産形成に対する相続人の寄与・貢献を財産法の原理に基づく権利として構成すべきこと、具体的相続分の算定方法として、贈与・遺贈、建議稿24、25条の調整要素を自由分と特留分に充当する方法をとるべきこと、相続人間の公平を害する遺言を防止するために公証人の任務を明確にすべきこと、遺産管理人と遺言執行者によって、限定相続が確実に行われうることを具体的に跡づけた上で、その権限を明確にするとともに、候補者となるべき専門職集団を育成する施策をとるべきこと、相続人の債権者保護のために詐害行為取消権、債権者代位権の適用範囲を拡大すべきことを主張した。

こうした中国相続法に関する具体的な解釈論および立法的課題の提起は、中国に

において十分なされておらず、その意味で、中国相続法のより深い理論的研究に一石を投じるものといえる。第4章でふれたように、中国においては判例が全文公表されておらず、解釈論の展開にとって研究環境は望ましいものとはいえないが、日本法の解釈論的検討の手法を用いて、公表された部分についてはあるが、国家の相続制度に関する方向性をたどり、近代化のために乗り越えるべき課題を明らかにしようとした努力は評価されるべきであろう。学位請求者が早急に本稿を中国語に訳し、中国において公表することによって、中国の相続法改正作業に寄与することを期待するものである。

他方、中国相続法に関しては、鈴木賢教授の『現代中国相続法の原理～伝統の克服と継承』（成文堂 1992年）があり、これを凌駕する研究業績はいまだ存在しない。しかし、鈴木教授の研究は、まさに原理の追求であり、1985年相続法前後までの状況を前提とする分析である。その後の中国社会の変動と相続法上の解釈論的問題の多発に対する対応は、学位請求者の本論文によって、初めてなされたといっても過言ではない。中国民法典相続編建議稿の全文和訳と内容紹介も、本論文が初めてのものであり、日本における中国法研究に寄与するところも大きい。

さらに日本法の判例・学説の紹介、分析も、限られた紙幅の中で、要点を押さえ、問題点を鋭く分析し、批判的な検討をしており、将来性を感じさせるものである。通説・判例に囚われず、中国法の解釈にとって有益な学説を取捨選択する力もあり、それは特に具体的相続分算定における伊藤説の採用にも端的に現れている。

その一方で、相続法の原理的な考察、例えば、中国社会の展開を見据えた上で、相続法をどのような体系として捉えようとしているのか、扶養の要素を維持する方向と財産権として確立する方向とは相矛盾するが、この2つの方向性をどのように位置づけ、調整すべきなのか、豊かになるに連れて強調されるであろう遺言の自由と、相続人間の平等という要請をどのように調和させるのかなどを深める必要がある。また学説を継受する場合に、日本における位置づけ、なぜそのような少数説にとどまっているのか、通説になりきれないのはなぜなのかを認識する必要もある。学位請求者は、そうした認識を持ってはいると思われるが、論文中で、学説の位置づけについてもより詳しくふれる必要があるだろう。さらに現行法、建議稿の客観的な制度趣旨、それを用いればどのような解決になり、それでは不十分だから、自説を展開するという切り分けを、より明確にして、論者のオリジナリティを際立たせる手法も身につけるべきであろう。細かい論点としては、遺言相続を遺贈と捉え直すことの妥当性（日本では、判例法上定着している「相続させる」旨の遺言を遺産分割方法の指定であり相続であるという解釈を否定し、遺贈と解釈することを意

味する)、被相続人の財産形成に寄与した相続人の権利保障の解釈論については、日本の相続法学説にも大きな影響を与えるものであるだけに、より綿密に展開する必要がある。

以上のような課題が残るが、博士課程在学中の短期間で、かつ外国人留学生として日本語の論文をまとめ上げた研究としては高く評価することができ、今後、研究者として自立するに足る研究能力が認められる。以上に指摘した課題は、今後の研究の中で解決されるものと思料する。

〔試験または学力確認結果の要旨〕

学位請求者の研究内容については、2003年6月6日、本学において公開研究会を開催し、教員および院生14名の出席を得て、活発な質疑応答がなされた。学位請求者は、本学学位規程第18条第1項該当者(課程博士)であり、論文内容および前記公開研究会における質疑応答に基づき、学位請求者が、十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していると判断したため、第25条第1項に基づき、試問の全部を免除した。学位請求者は中国人であるので、日本語が外国語に該当する。学位請求者は、外国語についても、日本語と英語の2カ国語を博士課程在学中に履修しており、この試問も免除した。

以上の諸点を総合し、審査委員会全員一致で、学位請求者に対し、博士(法学立命館大学)の学位を授与することを適当と判断する。

(文責 二宮周平)